

中央新幹線建設工事に伴う建設発生土仮置き場に対する是正措置の実施について

笛吹市内で施工中の中央新幹線建設工事（中央新幹線第一・第二中央自動車道架道橋ほか新設（第一中央自動車道架道橋ほか）、以下「本工事」という。)) において、建設発生土の仮置き場（以下「本仮置き場」という。）に対する環境保全措置が適切に実施できておりませんでした。

本事象の判明後、関係各所へ報告のうえ、本仮置き場の是正措置を実施するとともに、周辺の環境調査を実施しております。

本事象の概要及び発生した要因、再発防止策等について、本書にてご報告いたします。

記

1. 本工事の概要

発注者： 東海旅客鉄道株式会社
受注者： 第一・第二中央自動車道架道橋ほか新設工事共同企業体
（構成員：西松建設株式会社・東急建設株式会社）
施工箇所： 笛吹市境川町藤垈地内
施工内容： 架道橋・高架橋新設工事

2. 本事象の発生経緯

- ・ 本工事では土地の改変や掘削等を実施するため、土壤汚染対策法第4条第1項に基づき、当社より届出を行い、山梨県より同法第4条第3項に定める調査命令の対象とは認められない旨、通知を受領いたしました。
- ・ その後、令和7年1月30日に土壤調査を実施するとともに、同年2月8日及び10日に掘削作業を実施のうえ本仮置き場へ運搬していましたが、同年2月14日、上記調査の結果、鉛の測定値について、土壤汚染対策法で定める基準を超過していることが判明いたしました。
- ・ 土壤調査の結果が判明する前の建設発生土については、本工事に係る環境保全措置を記した「中央新幹線第一中央自動車道架道橋ほか新設工事における環境保全について（以下「環境保全計画書」という。）」に定める措置を実施することとしておりましたが、実際には当該措置が適切に実施できておりませんでした。（図1・2）

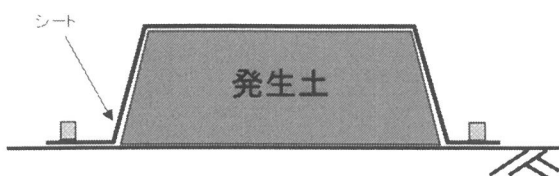


図1 本事象判明時の発生土仮置き状況

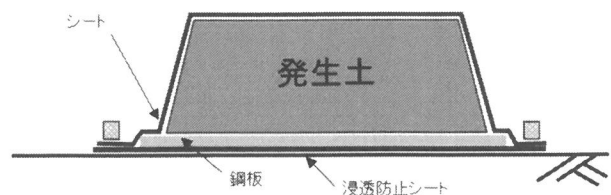


図2 環境保全計画書で定める発生土仮置き方法

3. 本事象判明後の是正措置

- ・ 本仮置き場内の建設発生土について、耐候性大型土のうに入れ、底面に浸透防止シート及び鋼板を敷設した別場所に仮置き、上部にも浸透防止シートを被せる対応を実施いたしました。（令和7年2月20日完了）（図3）
- ・ 当該建設発生土については、今後、汚染土壌処理施設へ運搬し、処分する予定です。（令和7年3月上旬予定）

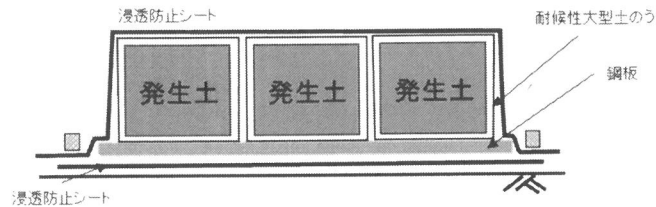


図3 是正措置後の発生土仮置き方法

4. 周辺環境への影響

- ・ 本事象の判明後、周辺環境への影響を確認するため、山梨県の指導のもと、本仮置き場周辺にある河川の水質検査（3地点）及び本仮置き場内の原地盤の土壌検査（2地点）を実施いたしました。
- ・ 水質調査及び土壌調査の結果、全ての調査地点で環境基準値を下回ることを確認いたしました。

5. 本事象の発生原因及び再発防止策

(1) 発生原因

- ・ 当社及び受注者にて各施工計画を深度化・具体化していく過程において、環境保全計画書に記載した保全措置である「重金属等の有無が確認できるまでの間の取扱方」について、施工計画書に盛り込まれていませんでした。

(2) 再発防止策

- ・ 受注者にて各施工計画を策定する際に、当該計画に基づいて実施する作業について、チェックリストを活用する等して必要となる環境保全措置を漏れなく抽出し、具体的な方法を事前に計画のうえ、施工計画書に反映します。
- ・ 施工計画書に反映した環境保全措置について、環境保全計画書で定めた内容に適合しているか、当社及び受注者で相互に確認を行います。
- ・ 当社において、施工段階における環境保全措置が適切に履行されているか、定期的に確認します。
- ・ 当社及び受注者にて、各々の工事担当者に対し、環境保全計画書等で定める環境保全措置の項目及び項目毎の具体的な実施内容について、定期的に教育を行うことで、環境保全措置の重要性を理解させるとともに、環境保全措置の実施漏れを防止します。

以上